
福生市国土強靱化地域計画

(案)

令和3年9月

福 生 市

目次

第1	計画の策定に当たって.....	1
1	背景	1
2	位置付け	1
3	期間	1
第2	本市の地域特性.....	2
1	位置及び都市構造.....	2
	(1) 位置	2
	(2) 都市構造	2
2	地勢	3
	(1) 地形	3
	(2) 地質	3
3	気象	4
	(1) 気温・降水量.....	4
4	人口	4
	(1) 人口の推移.....	4
	(2) 将来人口	4
5	土地利用	5
6	産業	5
7	過去の災害	6
	(1) 地震災害の履歴.....	6
	(2) 風水害の履歴.....	7
8	想定される災害	8
	(1) 地震災害の想定.....	8
	(2) 風水害の想定.....	11
第3	計画の目標	14
1	基本目標	14
2	事前に備えるべき目標.....	14
第4	ぜい弱性の評価.....	15
1	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	15
2	ぜい弱性の評価	16
3	ぜい弱性の評価の結果.....	17
第5	施策分野別の推進方針.....	34

1	施策分野	34
2	リスクシナリオと施策分野の関連.....	35
3	対応施策	36
4	施策の重点化	48
第6	計画の推進と進行管理.....	49
1	推進体制	49
2	計画の進行管理	49
第7	資料編	51
1	施策分野別事業一覧.....	51

第 1 計画の策定に当たって

1 背景

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムのぜい弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

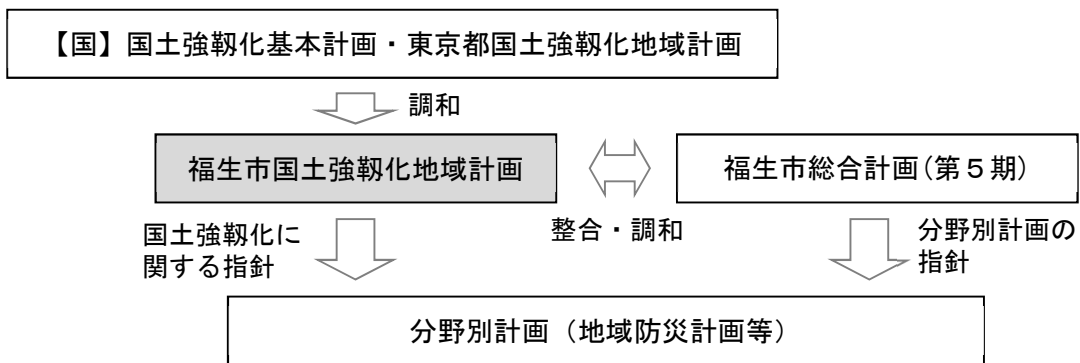
こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{きょうじん}靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行するとともに、平成 26 年 6 月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）するなど、強靱な国づくりを進めている。

また、東京都においては、このような国の動きに合わせて、平成 28 年に、「東京都国土強靱化地域計画」を策定した。

本市においても、大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「福生市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

2 位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「福生市総合計画（第 5 期）」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



3 期間

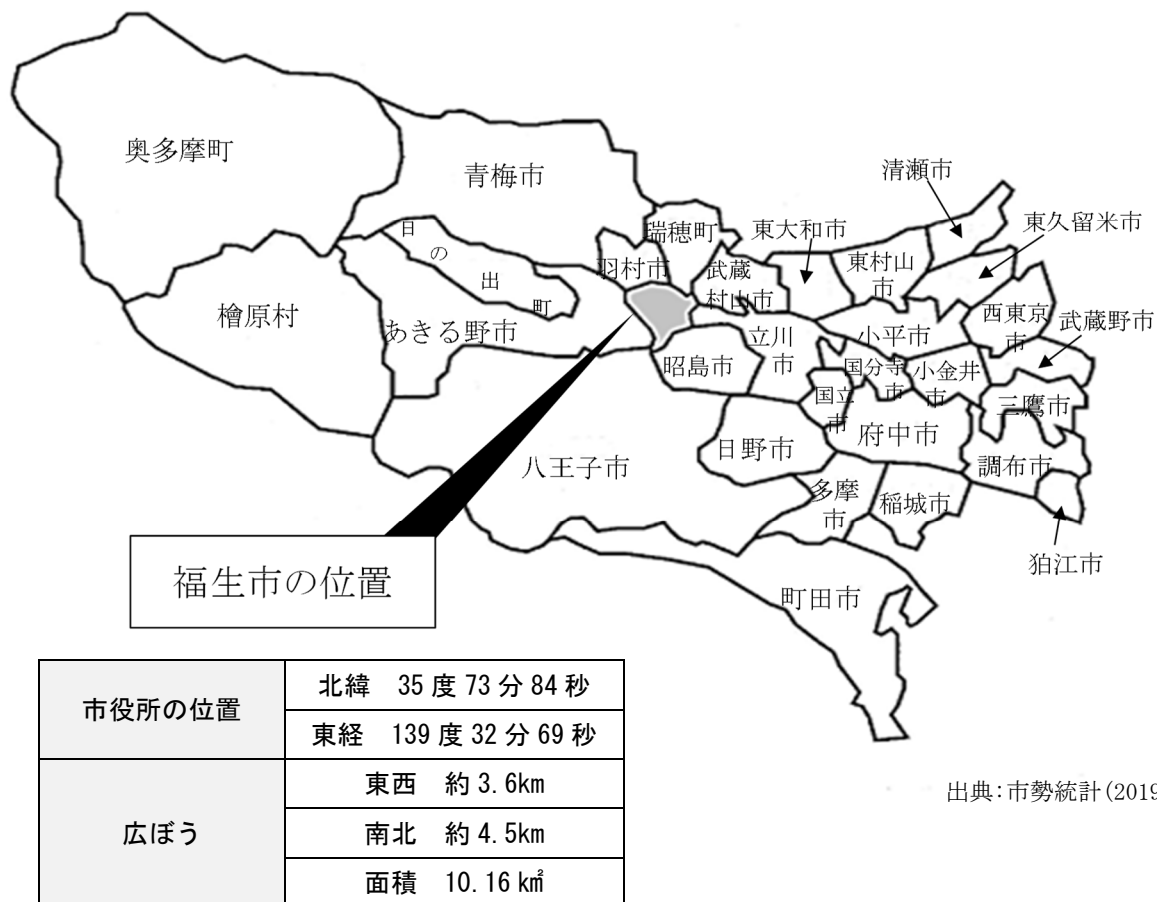
本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間とする。その後、福生市総合計画の修正に合わせて見直しを行う。ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2 本市の地域特性

1 位置及び都市構造

(1) 位置

本市は、東京都の多摩西部、都心から約40kmに位置し、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接する。総面積は10.16km²で、東西3.6km、南北4.5kmに広がり、東北部には米軍横田基地（総面積の32.6%）がある。



(2) 都市構造

市街地は、駅を中心として市の全域に広がる。

主要幹線道路は、国道16号、奥多摩・新奥多摩街道、五日市街道の3本が走っている。このうち、国道16号、奥多摩・新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で一般都道5路線及び市道が走っている。

鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、東京都の中でも特にコンパクトな市でありながら、5つの駅がある。

2 地勢

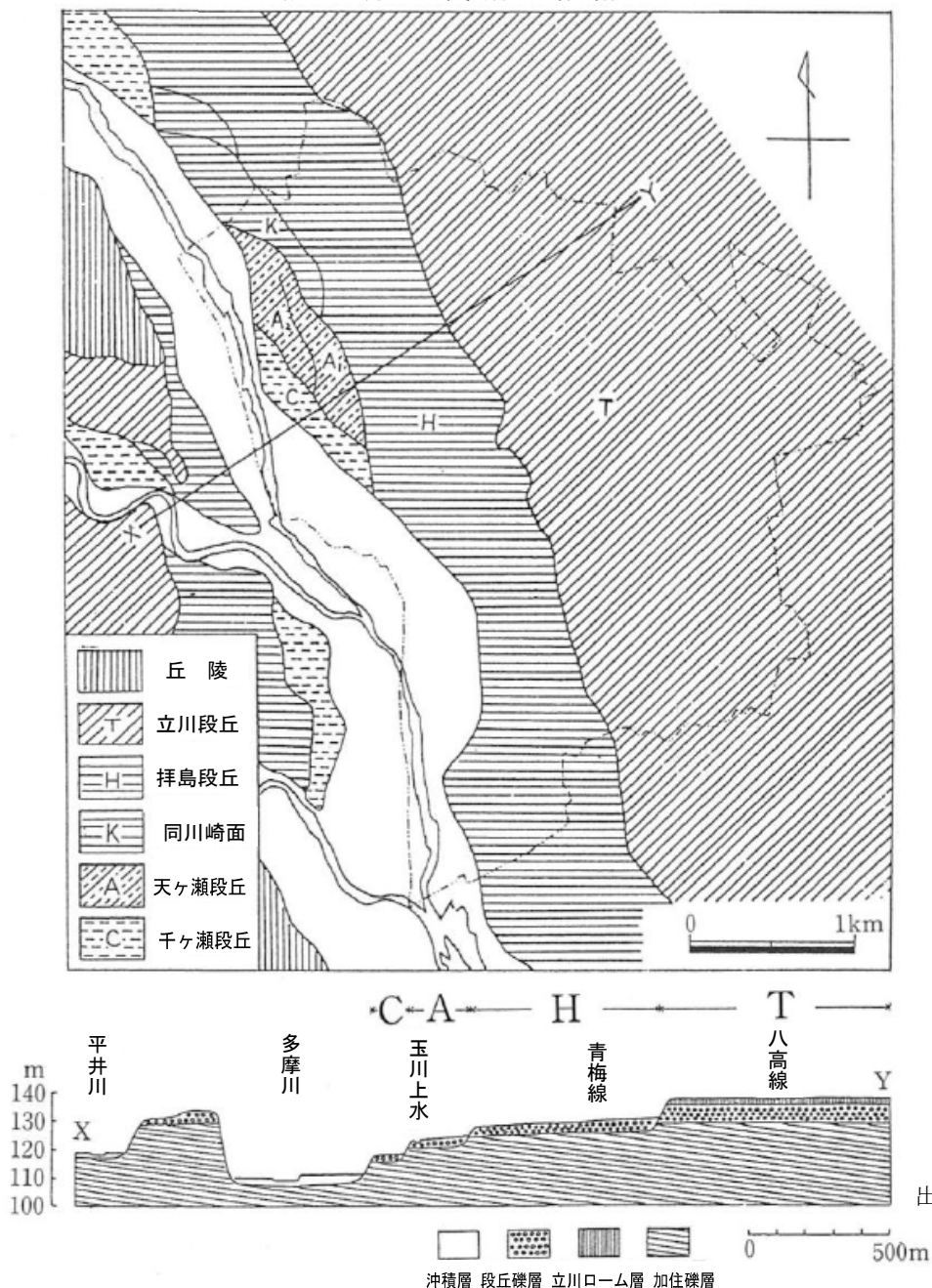
(1) 地形

市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の西端に当たり、河岸段丘上に存在する。本地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅街となっている。

(2) 地質

地質構成は、第三系の加住礫層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘礫層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なっている。下位段丘面では礫層上を直接表土が覆うのみで、多摩川沿いの沖積低地では基板上に直接現河床の堆積物が乗っている。

段丘区分と地質断面の概略図



出典：福生市史・下巻
(平成6年)

3 気象

(1) 気温・降水量

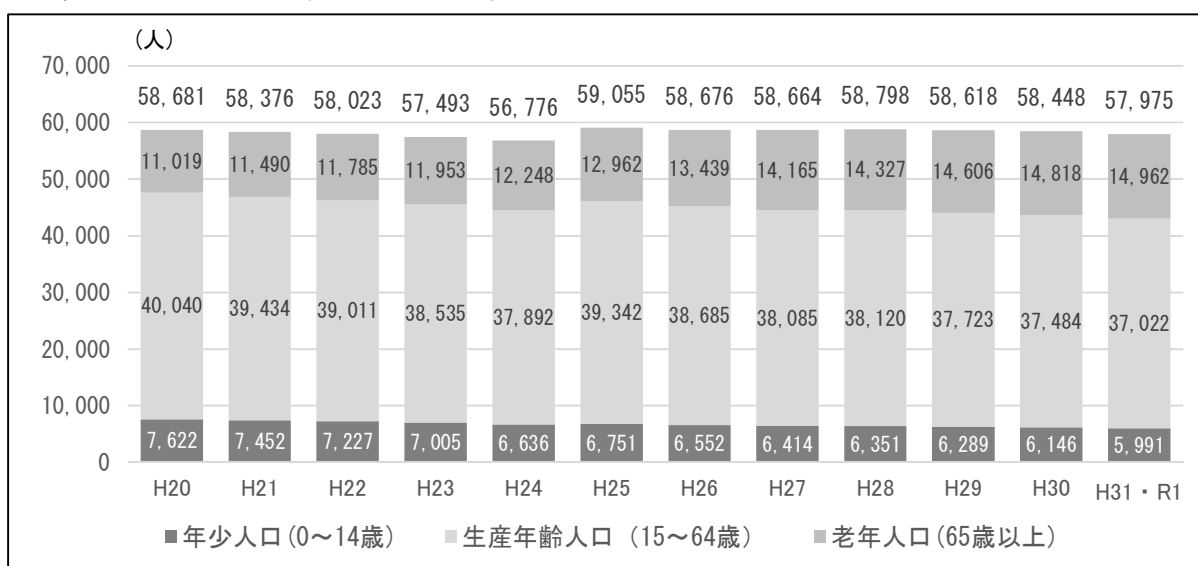
本市近辺の年平均気温は、14.4℃前後（メッシュ気候値〈気象庁〉30年間観測地）と、都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1,600mm程度となっている。

4 人口

(1) 人口の推移

住民基本台帳によると、本市の総人口は、平成31年4月1日時点で57,975人となっている。

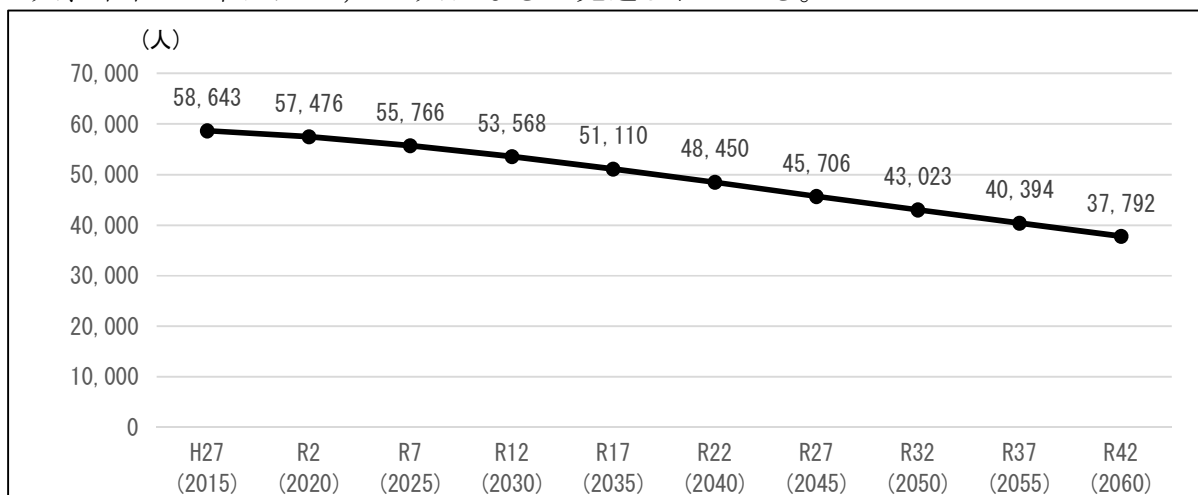
平成20年4月1日からの推移を見ると、年少人口（0から14歳まで）は7,622人から5,991人に減少している一方で、老年人口（65歳以上）は11,019人から14,962人と急激に増加している。



出典：福生市総合計画（第5期）

(2) 将来人口

本市の将来人口を推計すると、令和7年には55,766人、令和27年には45,706人、令和42年には37,792人になると見込まれている。

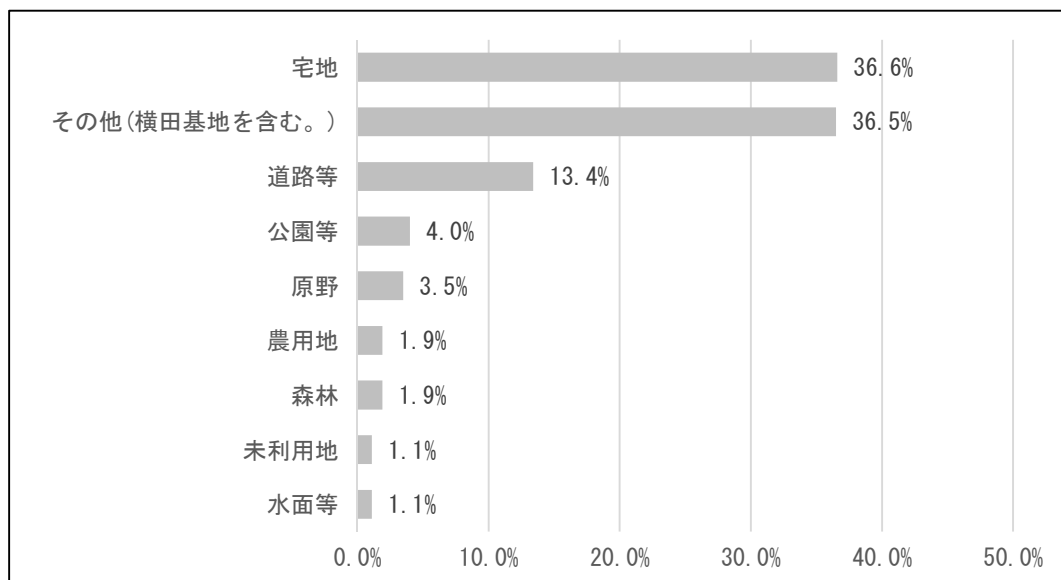


出典：福生市総合計画（第5期）

注：住民基本台帳に基づく最新の移動状況データを用い、社人研推計の推計方法に準拠した推計

5 土地利用

土地利用状況は、横田基地を除く市域全体の約9割が既に市街化しており、未利用地等、森林、原野等の新たに宅地開発が可能な土地がそれぞれ1.0から4.0%と極めて低い状況となっている。

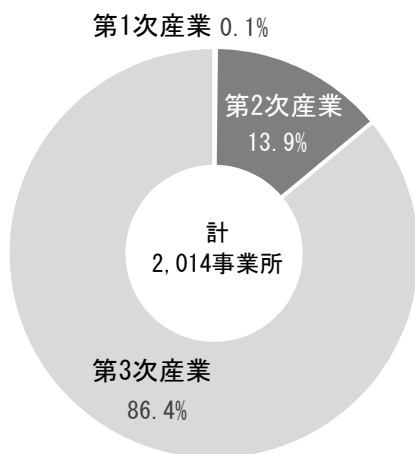


出典：東京都統計年鑑（平成29年）

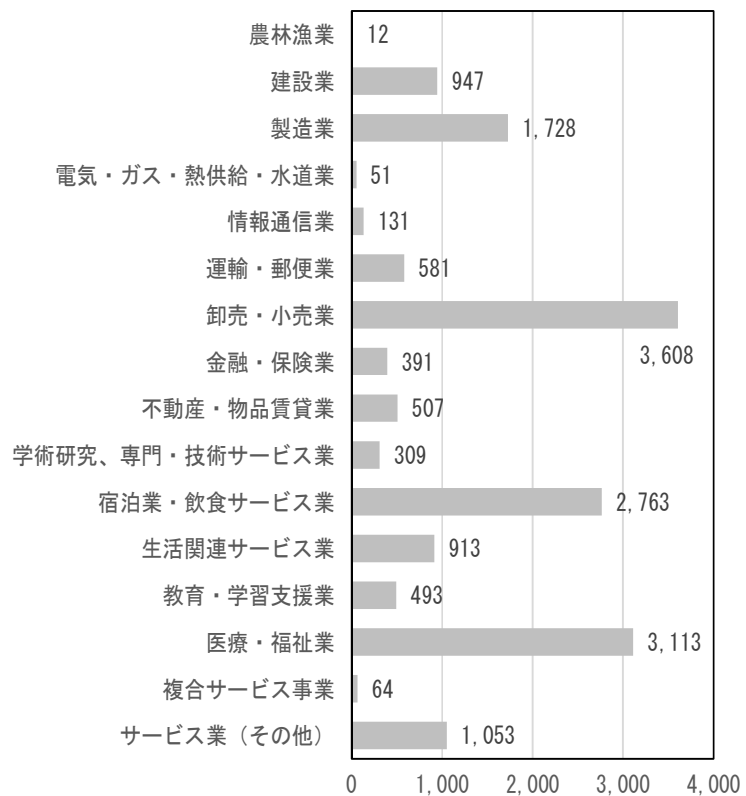
6 産業

平成28年経済センサス調査によると、本市の事業所数は、2,014事業所であり、第2次産業が13.9%、第3次産業が86.4%を占めている。従業者は、16,664人であり、産業別では卸売・小売業が3,608人、医療・福祉業が3,113人、宿泊・飲食サービス業が2,763人となっている。

産業別事務所の割合



産業別従業者数



出典：経済センサス（平成28年度）

7 過去の災害

(1) 地震災害の履歴

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震（大正12年）、東北地方太平洋沖地震（平成23年）などが挙げられる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。東京都でも死者・行方不明者8人、負傷者119人、建物全壊20棟、半壊223棟などの被害が発生した（消防庁による。令和3年3月1日現在）。本市では震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。

年月日	地震名	マグニチュード	最大震度	福生市の震度	福生市の被害の記録
1923年 (大正12年) 9月1日	関東地震 (関東大震災)	7.9	6 (被害状況から震度7相当)	—	なし(福生市史)
2011年 (平成23年) 3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0	7	4	人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 1 JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 2 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生(総避難者数126人) 3 計画停電及び節電に伴う対応 4 市内避難者への支援(避難者総数96人43世帯) 5 市内放射線量の測定

出典：福生市地域防災計画（平成30年）、気象庁震度データベース

(2) 風水害の履歴

近年の風水害記録によると、令和元年の台風19号の影響により、南田園地区、北田園地区全域の3,493世帯に避難指示が発令されるとともに、市内で1,590名が避難したほか、倒木や公園等に浸水が発生している。昭和58年以降に市内で発生した風水害の履歴と、本市の被害状況を次の表に示す。

年 月 日	要 因	総雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)	福生市での被害及び気象概況
1983年(昭和58年) 8月17日	台風 5・6号	—	—	台風5・6号による大雨。多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)
1988年(昭和63年) 8月12日	大雨	—	—	大雨による石垣の崩壊が大宇福生574番地3、4で発生(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)
1991年(平成3年) 8月21日	大雨	9.0	4.0	大雨で多摩川増水。福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)
1991年(平成3年) 9月19日	大雨	159.0	21.0	大雨で多摩川増水。多摩川中央公園冠水(災害記録)
2001年(平成13年) 9月11日	台風 15号	59.0	16.0	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm
2002年(平成14年) 10月1日	台風 21号	183.0	39.0	降雨による公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2か所で敷地内冠水(京浜河川事務所出水情報)
2003年(平成15年) 8月8日～9日	台風 10号	74.0 (8日)	49.0 (8日)	中央公園等の立ち木に被害、福生第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等
2007年(平成19年) 9月7日	台風 9号	59.0	21.0	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。
2008年(平成20年) 8月28日	大雨	140.0	55.0	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測。ポンプ故障のため床下浸水1件、店舗1件が浸水、落雷により火災警報器の誤作動が1件
2016年(平成28年) 8月22日	台風 9号	264.0	250.0	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測。その影響により床上浸水2件、床下浸水3件、公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。
2018年(平成30年) 9月30日	台風 24号	79.5	19.0	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。
2019年(令和元年) 10月12日	台風 19号	384.5	40.5	12日15時30分、南田園地区、北田園地区全域の3,493世帯、6,814人に避難指示を発令。1,590名の市民が避難所へ避難。倒木や、公園等の浸水被害が発生した。

出典：福生市地域防災計画(平成30年)

※注：降雨量について、斜字は気象庁アメダス青梅観測所のデータ、その他は福生市地域防災計画(平成30年)

8 想定される災害

(1) 地震災害の想定

平成 24 年 4 月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により想定されている「東京湾北部地震」及び「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」、そして平成 25 年 5 月に東京都防災会議において決定された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」により想定されている「南海トラフ巨大地震」の計 5 つの地震を本市の想定地震とする。

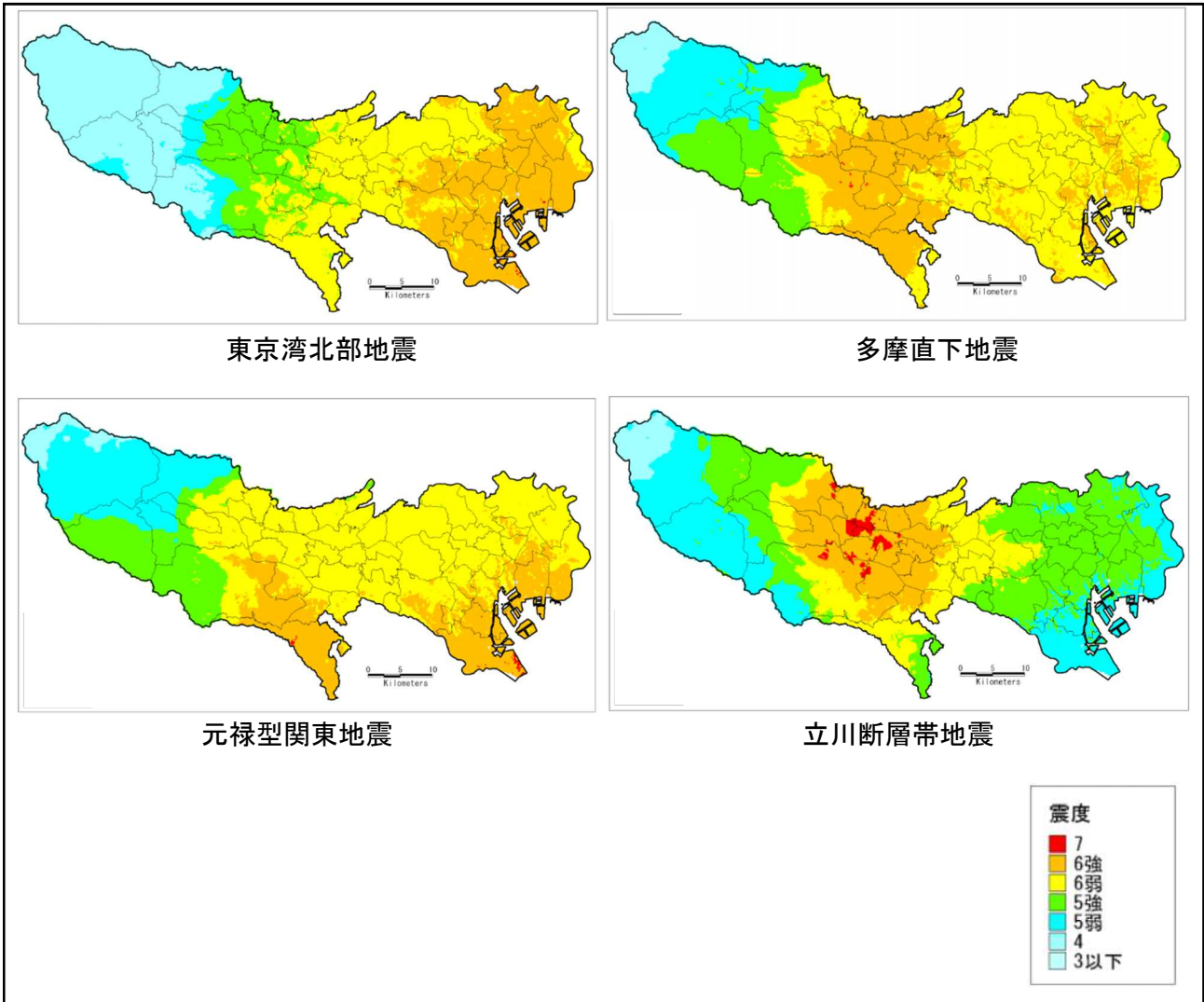
今後 30 年以内での関東地域での M6.8 以上の地震発生確率は 50 から 60%程度（地震調査研究推進本部）であり、立川断層帯の今後 30 年以内の地震発生確率は 0.5 から 2.0%程度（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価）とされているが、平成 23 年 3 月東北地方太平洋沖地震に伴い、この値より高くなっている可能性があるとしている。

福生市に大きな影響を及ぼす地震

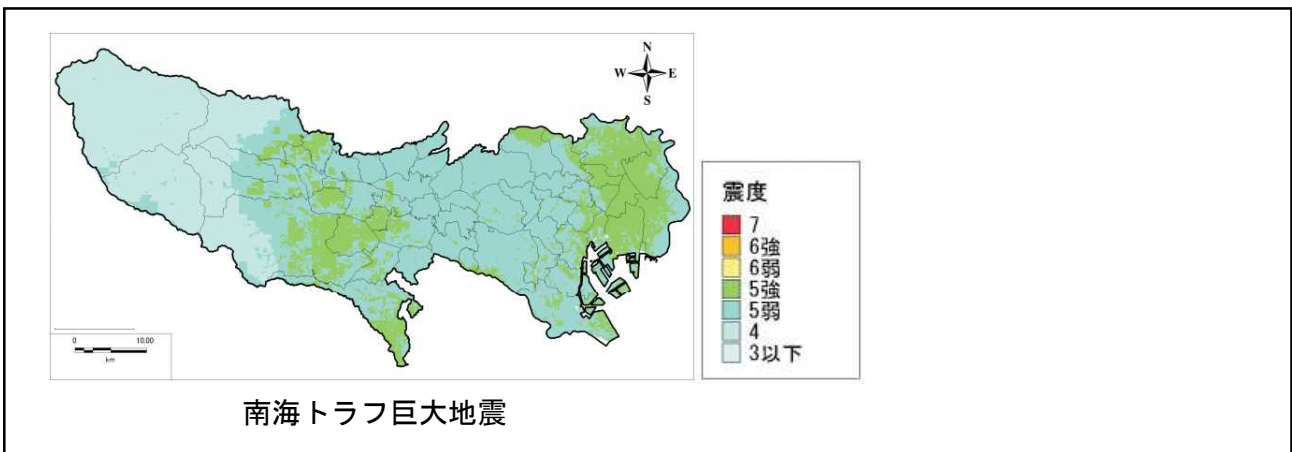
地震名	Mw	福生市の震度	福生市の被害の記録
東京湾北部地震	7.3	5 強	揺れによる建物倒壊や火災延焼などを原因とする人的被害が多数発生
多摩直下地震	7.3	6 弱、6 強	震度 6 強の強い揺れの地域が市部を中心に分布
元禄型関東地震	8.2	6 弱	東京湾北部地震に次ぐ被害が想定される。
立川断層帯地震	7.4	6 弱、7	被害が発生する震度 6 弱以上の地域が概ね市部のみに限定されている。
南海トラフ巨大地震	9.0	5 弱、5 強	発生頻度は極めて低いものの、M9.0 クラスの巨大地震の中でも最大級。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年）、
南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年）

福生市で想定される各地震の想定震度



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年）



出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年）

平成 30 年 2 月に東京都都市整備局において公表された「第 8 回地域危険度測定調査報告書」での本市における町丁目単位ごとの被害予測のランクは、次のとおりとなっている。なお、予測ランクは 5 が最も危険度が高く、1 が最も危険度が低いとしている。

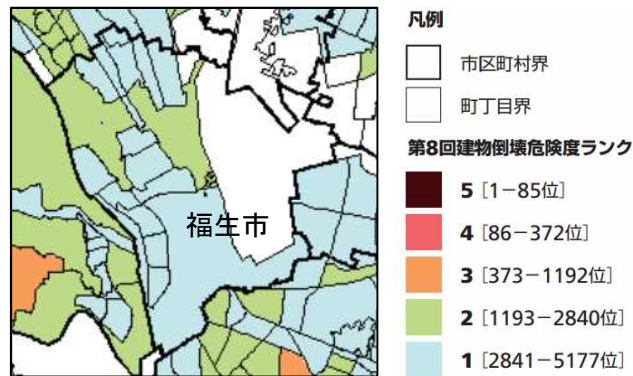
「建物崩壊危険度」：ランク 3 が「大字熊川二宮」の 1 地区、ランク 2 が 4 地区、ランク 1 が 14 地区

「火災危険度」：ランク 3 が「大字福生二宮」の 1 地区、ランク 2 が 2 地区、ランク 1 が 16 地区

「災害時活動困難度」：ランク 2 が 3 地区、ランク 1 が 16 地区

「総合危険度」：ランク 2 が 2 地区、ランク 1 が 17 地区

福生市の総合危険度ランク図



福生市の地域危険度一覧表

NO.	町丁目名	地区分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難度			総合危険度		
			危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク
1	牛浜	台地 1	1.56	2861	1	0.09	3067	1	0.02	4481	1	0.03	4170	1
2	加美平一丁目	台地 1	1.08	3653	1	0.06	3386	1	0.02	4290	1	0.03	4173	1
3	加美平二丁目	台地 1	1.09	3638	1	0.03	3863	1	0.01	4704	1	0.01	4578	1
4	加美平三丁目	台地 1	1.46	3018	1	0.08	3172	1	0.01	4707	1	0.01	4515	1
5	加美平四丁目	台地 1	0.11	4966	1	0	4934	1	0.04	3921	1	0	4655	1
6	北田園一丁目	沖積低地 1	0.49	4446	1	0.05	3618	1	0.02	4432	1	0.01	4509	1
7	北田園二丁目	沖積低地 1	0.69	4198	1	0.03	3914	1	0	4772	1	0	4767	1
8	大字熊川	台地 1	1.17	3498	1	0.08	3171	1	0.11	2431	2	0.14	2920	1
9	志茂	台地 1	1.8	2511	2	0.14	2676	2	0.03	4170	1	0.06	3772	1
10	大字福生	台地 1	1.6	2785	2	0.18	2455	2	0.11	2305	2	0.2	2373	2
11	本町	台地 1	1.98	2287	2	0.04	3720	1	0.04	4012	1	0.08	3532	1
12	南田園一丁目	沖積低地 1	0.93	3869	1	0.04	3791	1	0.03	4084	1	0.03	4091	1
13	南田園二丁目	沖積低地 1	0.87	3979	1	0.05	3522	1	0.04	4032	1	0.03	4084	1
14	南田園三丁目	沖積低地 1	0.61	4303	1	0.02	4102	1	0.03	4207	1	0.02	4349	1
15	武蔵野台一丁目	台地 1	0.92	3897	1	0.06	3402	1	0.03	4275	1	0.02	4233	1
16	武蔵野台二丁目	台地 1	1.42	3104	1	0.1	2936	1	0.03	4119	1	0.05	3879	1
17	東町	台地 1	1.04	3724	1	0.03	3921	1	0.02	4415	1	0.02	4299	1
18	大字熊川二宮	台地 1	4	1098	3	0	5134	1	0	4772	1	0	4767	1
19	大字福生二宮	台地 1	2.69	1677	2	0.81	1137	3	0.1	2690	2	0.34	1639	2

(2) 風水害の想定

本市では、数十から数百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいええず、洪水となることも考えられる。また、段丘崖のがけ崩れのおそれがあり、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。

過去の風水害履歴や都が指定する土砂災害警戒区域等を基に、市域の風水害による危険性を把握した。

なお、本市における風水害による被害予測は、避難対象となる人口・世帯数が10,681人、5,383世帯と予想されている。

地震名	被害	備考
避難人口・世帯数	10,681人	避難対象の区域は、浸水想定区域を基に地形等を考慮して周辺の外側に一定のバッファゾーンを設定している。
	5,383世帯	
がれき発生量	44,584トン	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。

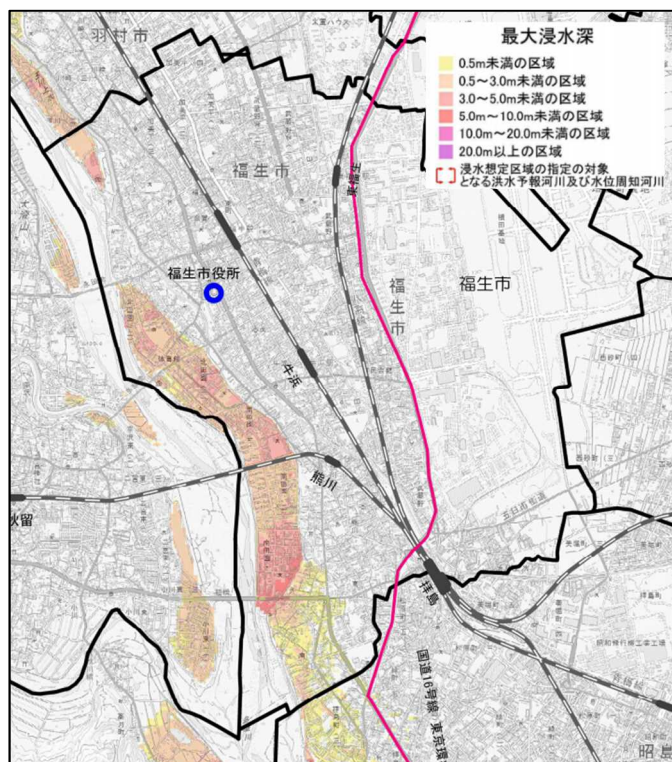
出典：福生市地域防災計画（平成30年）

ア 水害の危険

本市には多摩川が流れており、多摩川の「洪水浸水想定区域図」によると、拝島段丘崖下の多摩川低地部において、広い範囲で浸水被害が想定されており、南田園一丁目付近では最大5mから10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。また、本市では5か所が「重要水防箇所」（平成30年）として指定されている。

平成30年7月豪雨をはじめとする、未曾有の水害も相次いで発生しており、より一層の対策が必要となってきた。

多摩川「洪水浸水想定区域図」



出典：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（平成28年）

多摩川重要水防箇所図



出典：福生市地域防災計画（平成30年）

多摩川重要水防箇所

NO.	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
	種別	階級		地先名	杭位置		
1	法崩れ・すべり 水衝洗掘	B B	左	大字福生	52.4k+100m 52.2k+130m	181.8	法崩れ又はすべり発生のおそれ 水衝部
2	法崩れ・すべり	B	左	大字福生	52.2k+130m 52.2k+100m	36.9	法崩れ又はすべり発生のおそれ
3	水衝洗掘	B	左	大字福生	52.2k+80m 51.4k	855.5	越水危険箇所 水衝部
4	水衝洗掘	B	左	北田園二丁目	50.8k+31m 50.8k	39.5	水衝部
5	水衝洗掘	B	左	南田園	52.0k 49.4k+190m	421.1	水衝部

出典：福生市地域防災計画（平成30年）

イ 土砂災害

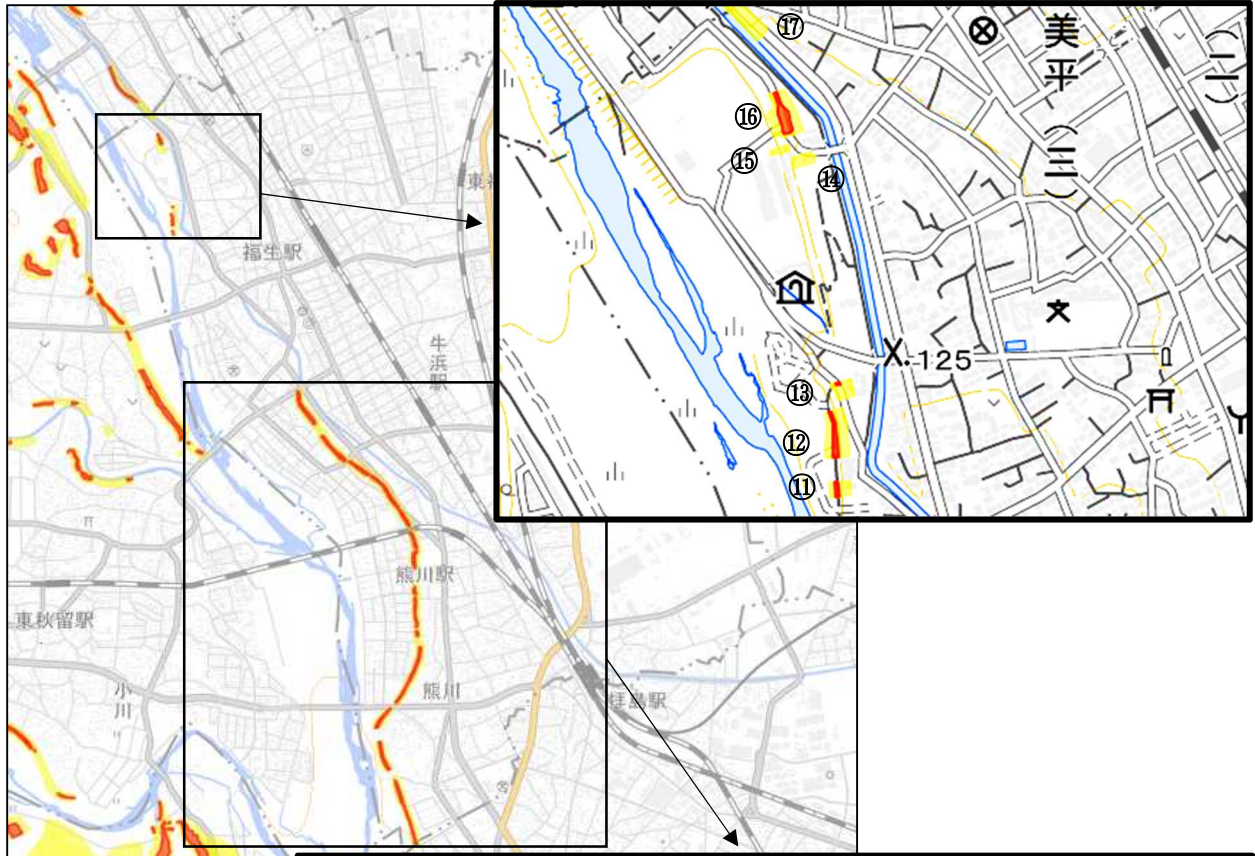
市域には、拝島段丘崖沿いに17か所の「土砂災害警戒区域」、そのうち14か所に「土砂災害特別警戒区域」が指定されている。いずれも急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が想定され、本市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講じている。

「土砂災害警戒区域」指定区域

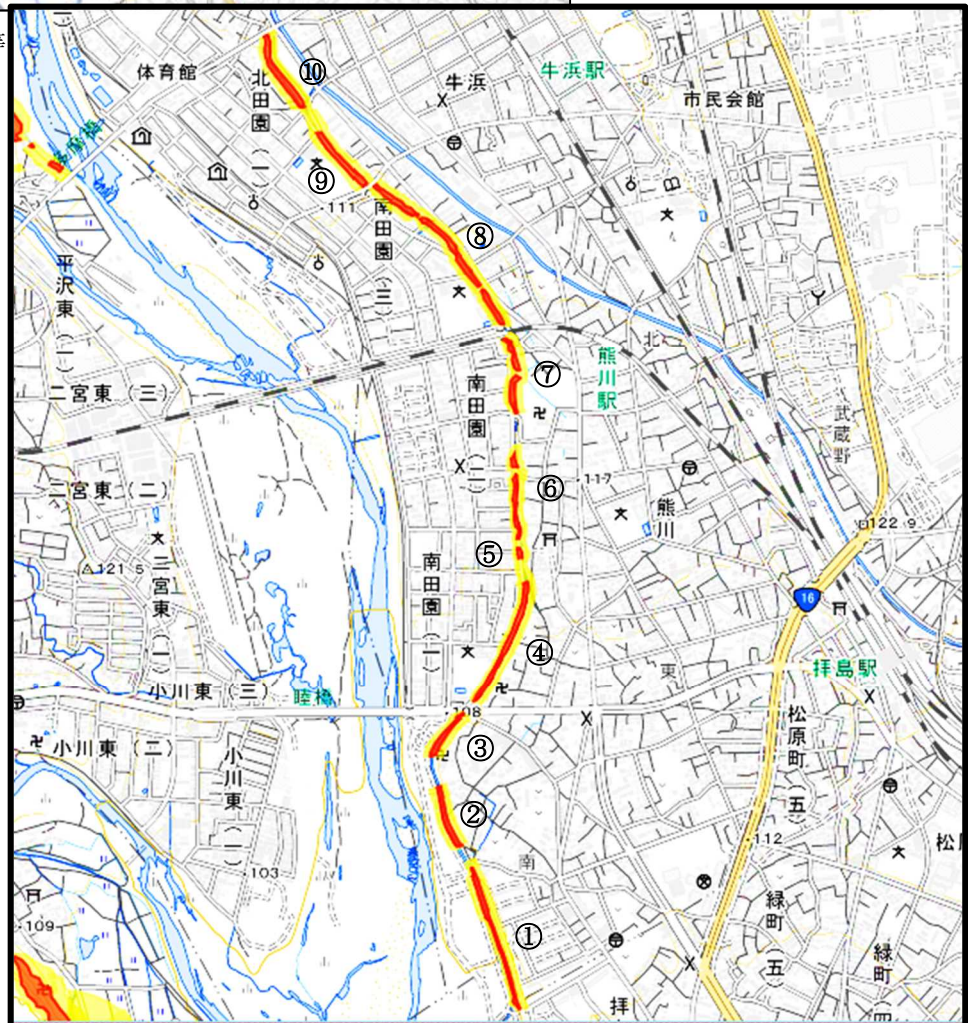
NO.	町会・自治会名	所在地	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の有無
1	熊川住宅、南	大字熊川	急傾斜地の崩壊	有
2	南	大字熊川	急傾斜地の崩壊	有
3	南	大字熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有
4	南田園一丁目、内出、鍋ヶ谷戸第一	大字熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有
5	鍋ヶ谷戸第一、南田園一丁目、南田園二丁目	大字熊川、南田園一丁目、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有
6	鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	大字熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有
7	鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	大字熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有
8	熊川牛浜、南田園三丁目	大字熊川、南田園三丁目	急傾斜地の崩壊	有
9	牛浜第一、志茂第一	大字熊川、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有
10	牛浜第一、志茂第一	大字福生、牛浜、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有
11	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	有
12	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	有
13	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	有
14	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	無
15	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	無
16	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	有
17	加美	大字福生	急傾斜地の崩壊	無

出典：福生市地域防災計画（平成30年）

「土砂災害警戒区域」指定区域図



出典：土砂災害警戒区域等
マップ（東京都）



第3 計画の目標

1 基本目標

本計画では、国・都計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4 ぜい弱性の評価

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
(1)	直接死を最大限防ぐ	ア	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		イ	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		ウ	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		エ	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	ア	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		イ	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		ウ	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		エ	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
		オ	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3)	必要不可欠な行政機能は確保する	ア	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		イ	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	ア	防災・災害対応に必要な通信インフラのまひ・機能停止
		イ	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		ウ	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	ア	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		イ	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		ウ	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		エ	基幹的交通ネットワークの機能停止
		オ	食料等の安定供給の停滞
(6)	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	ア	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		イ	上水道等の長期間にわたる供給停止
		ウ	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		エ	地域交通ネットワークが分断する事態
		オ	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
(7)	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	ア	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		イ	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通まひ
		ウ	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		エ	事業所等からの有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		オ	農地等の被害の拡大による地域の荒廃
(8)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	ア	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		イ	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		ウ	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
		エ	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		オ	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 ぜい弱性の評価

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理した。

ぜい弱性の分析・評価の結果におけるポイントを次に示す。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要がある。

(2) 多様な主体との連携

本市の国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国、都、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要がある。

3 ぜい弱性の評価の結果

本市における35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に対するぜい弱性の分析・評価の結果を以下に示す。

(1) 直接死を最大限防ぐ

【ア 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生】

- (ア) 福生駅西口地区は、土地利用（低未利用地）、都市基盤（歩行区間狭小・歩車道交差）、防災（建物老朽化・防災機能不足）、歩行者環境（区域分断）等の課題があるため、計画的な都市整備を進める必要がある。
- (イ) 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する必要がある。
- (ウ) 浸水や土砂災害及び地震による建築物の倒壊・大規模火災の発生により、居住や事業の継続ができなくなる事態を避けるため、立地適正化に関するハード・ソフト両面からの対策を講じる必要がある。
- (エ) 市内に建築されている住宅のうち、新耐震基準施行前に建築された住宅は8,128戸（平成27年度）であり、そのうち、耐震性が不十分と判断される住宅が4,409戸（平成27年度）存在すると見込まれることから、これらの住宅の耐震化を促進する必要がある。
- (オ) 地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する必要がある。
- (カ) 災害時に市民の避難スペース等の防災用地となり得る生産緑地や公園緑地の維持管理及び防災機能の向上を図る必要がある。
- (キ) 大規模地震による道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等を防止するため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。
- (ク) 地震や風水害による一般橋りょうや横断歩道橋等の倒壊を防止するため、平時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- (ケ) 災害時の停電を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。
- (コ) 災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。
- (サ) 災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。

- (シ) 食料や飲料水をはじめとした備蓄品及び備蓄品の保管スペースを確保するとともに、車両や水防・救助資機材の整備を行い、それらの適切な管理体制を構築する必要がある。
- (ス) 消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める必要がある。
- (セ) 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態を防ぐため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
- (ソ) 小学校が7校、中学校が3校あり、いずれの学校も建設後30年以上経過しているため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- (タ) 児童福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- (チ) 医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひすることを防ぐため、災害時の医療体制の整備、燃料や資機材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。
- (ツ) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- (テ) 要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の整備や連絡体制の構築など必要な調整を事前に行う必要がある。
- (ト) 社会福祉施設の防災機能の向上を図るため、ハード・ソフト両面での防災対策を促進するとともに、災害時の要配慮者の一時受入れに関する協定等の締結を推進する必要がある。
- (ナ) 平成27年時点で公共建築物の耐震化率はおおむね100%であり、「福生市耐震改修促進計画」に基づき、今後も適切な維持管理を実施する必要がある。
- (ニ) 市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図るとともに、代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める必要がある。
- (ヌ) 公共施設での定期的な防災訓練や防災マニュアルの整備を進める必要がある。

【イ 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生】

- (ア) 福生駅西口地区は、土地利用（低未利用地）、都市基盤（歩行区間狭小・歩車道交差）、防災（建物老朽化・防災機能不足）、歩行者環境（区域分断）等の課題があるため、計画的な都市整備を進める必要がある。
- (イ) 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物

等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する必要がある。

- (ウ) 浸水や土砂災害及び地震による建築物の倒壊・大規模火災の発生により、居住や事業の継続ができなくなる事態を避けるため、立地適正化に関するハード・ソフト両面からの対策を講じる必要がある。
- (エ) 地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する必要がある。
- (オ) 災害時に市民の避難スペース等の防災用地となり得る生産緑地や公園緑地の維持管理及び防災機能の向上を図る必要がある。
- (カ) 工場等の大規模施設の周辺や市街地において、火災時の延焼防止を目的としたオープンスペースの整備を行う必要がある。
- (キ) 災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。
- (ク) 災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。
- (ケ) 震災時の同時多発火災に対処するため、消火栓や耐震性防火貯水槽等を拡充するとともに、プールや雨水貯留槽の水利への活用を推進するほか、河川・用水（分水）等への集水ピットの整備検討など、地区の実情に合わせて消防水利の確保を図る必要がある。
- (コ) 消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める必要がある。
- (サ) 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態を防ぐため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
- (シ) 小学校が7校、中学校が3校あり、いずれの学校も建設後30年以上経過しているため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- (ス) 児童福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- (セ) 医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひすることを防ぐため、災害時の医療体制の整備、燃料や資機材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。
- (ソ) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- (タ) 要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の整備や連絡体制の構築など必要な調整を事前に行う必要がある。

- (チ) 社会福祉施設の防災機能の向上を図るため、ハード・ソフト両面での防災対策を促進するとともに、災害時の要配慮者の一時受入れに関する協定等の締結を推進する必要がある。
- (ツ) 平成27年時点で公共建築物の耐震化率はおおむね100%であり、「福生市耐震改修促進計画」に基づき、今後も適切な維持管理を実施する必要がある。
- (テ) 市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図るとともに、代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める必要がある。
- (ト) 公共施設での定期的な防災訓練や防災マニュアルの整備を進める必要がある。

【ウ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生】

- (ア) 拡散型の都市構造のため行政・医療等の各種機能が散在しており、立地適正化に配慮しながら都市構造の集約化を図る必要がある。
- (イ) 浸水や土砂災害及び地震による建築物の倒壊・大規模火災の発生により、居住や事業の継続ができなくなる事態を避けるため、立地適正化に関するハード・ソフト両面からの対策を講じる必要がある。
- (ウ) 多摩川の氾濫による浸水害の防止のため、河川管理施設の点検・整備を平時から実施する必要がある。
- (エ) 雨水排水の管きょや雨水貯留・浸透槽の能力限界による内水氾濫を防止する必要がある。
- (オ) 災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。
- (カ) 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態を防ぐため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
- (キ) 医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひすることを防ぐため、災害時の医療体制の整備、燃料や資機材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。
- (ク) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- (ケ) 平時から防災に係る気象・地震情報収集体制の充実及び情報伝達体制の整備を図るとともに、民間気象サービスシステムによる気象情報収集システムの強化を進める必要がある。

【エ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生】

- (ア) 浸水や土砂災害及び地震による建築物の倒壊・大規模火災の発生により、居住や事業の継続ができなくなる事態を避けるため、立地適正化に関するハード・ソフト両面からの対策を講じる必要がある。
- (イ) 災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。
- (ウ) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る必要がある。
- (エ) 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態を防ぐため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
- (オ) 医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひすることを防ぐため、災害時の医療体制の整備、燃料や資機材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。
- (カ) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- (キ) 平時から防災に係る気象・地震情報収集体制の充実及び情報伝達体制の整備を図るとともに、民間気象サービスシステムによる気象情報収集システムの強化を進める必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【ア 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止】

- (ア) 大規模災害により上水道施設や管路が破損し、飲料水や生活用水の供給が停止するおそれがあるため、耐震化及び長寿命化を推進する必要がある。
- (イ) 断水時の飲料水供給に係る体制及び資機材の配備・充実を図る必要がある。
- (ウ) 市内の道路網が分断され、長期間啓開作業が行われないことにより、各種災害応急対策活動の阻害要因となるおそれがある。
- (エ) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (オ) 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひすることがないように、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。
- (カ) 大規模地震による道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等を防止

するため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。

- (キ) 災害時の停電を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。
- (ク) 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する必要がある。
- (ケ) 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取組むよう、啓発に努める必要がある。
- (コ) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。
- (サ) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
- (シ) 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要することから、推進に向けては課題も大きい。

【イ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足】

- (ア) 災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。
- (イ) 関係機関、団体等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める必要がある。
- (ウ) 消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める必要がある。
- (エ) 国や都、関係機関、近隣自治体等との情報共有を図るなど、連携体制の整備・強化を図る必要がある。

【ウ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱】

- (ア) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (イ) 大規模地震による道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等を防止するため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。
- (ウ) 地震や風水害による一般橋りょうや横断歩道橋等の倒壊を防止するため、平時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- (エ) 災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。

- (オ) 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する必要がある。
- (カ) 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取組むよう、啓発に努める必要がある。
- (キ) 平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する必要がある。
- (ク) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。
- (ケ) 平時から防災に係る気象・地震情報収集体制の充実及び情報伝達体制の整備を図るとともに、民間気象サービスシステムによる気象情報収集システムの強化を進める必要がある。

【エ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ】

- (ア) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (イ) 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひすることがないように、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。
- (ウ) 大規模地震による道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等を防止するため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。
- (エ) 地震や風水害による一般橋りょうや横断歩道橋等の倒壊を防止するため、平時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- (オ) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
- (カ) 医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひすることを防ぐため、災害時の医療体制の整備、燃料や資機材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。

【オ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生】

- (ア) 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、都や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。

【カ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健

【康状態の悪化・災害関連死の発生】

- (ア) 大規模災害により下水道施設が破損し、汚水処理機能が停止することで、避難生活や応急対策活動に支障を来すおそれがある。
- (イ) マンホールの浮上により、発災時の交通機能や各家庭及び避難所におけるトイレ機能が損なわれるおそれがあり、マンホール浮上抑制に関する対策を実施する必要がある。
- (ウ) 平時の訓練参加や防災活動を通して避難所運営連絡会等への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策を推進する必要がある。
- (エ) 要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の整備や連絡体制の構築など必要な調整を事前に行う必要がある。
- (オ) 避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信するとともに、避難所及び備蓄倉庫において、消毒液やマスクを始めとする感染症対策物品の備蓄を推進する必要がある。
- (カ) 「福生市耐震改修促進計画」に基づき、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

【ア 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱】

- (ア) 発災後に発生する渋滞、事故の状況の迅速な把握や、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、警察等と連携を図る必要がある。
- (イ) 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から市民が安全で安心して生活ができるよう、地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を推進する必要がある。

【イ 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下】

- (ア) 「福生市耐震改修促進計画」に基づき、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する必要がある。
- (イ) 災害発生時に市の各部課の機能を最短の期間で復旧させ、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画を基に、行政機能の迅速な復旧体制を構築する必要がある。

- (ウ) 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充を図りながら、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の必要な対策を講じる必要がある。
- (エ) 国や都、関係機関、近隣自治体等との情報共有を図るなど、連携体制の整備・強化を図る必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【ア 防災・災害対応に必要な通信インフラのまひ・機能停止】

- (ア) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。
- (イ) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
- (ウ) 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要することから、推進に向けては課題も大きい。
- (エ) 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充を図りながら、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の必要な対策を講じる必要がある。

【イ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態】

- (ア) 災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。
- (イ) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- (ウ) 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充を図りながら、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の必要な対策を講じる必要がある。
- (エ) 情報発信の多重化を併せて、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要がある。
- (オ) 外国人住民向けの防災リーフレット等の配布や、ボランティア等と連携し、東京

都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する必要がある。

(カ) 外国人住民への地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平時から福生市社会福祉協議会との連携を図る必要がある。

【ウ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態】

(ア) 災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。

(イ) 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態を防ぐため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。

(ウ) 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充を図りながら、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の必要な対策を講じる必要がある。

(エ) 情報発信の多重化を併せて、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要がある。

(オ) 外国人住民向けの防災リーフレット等の配布や、ボランティア等と連携し、東京都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する必要がある。

(カ) 外国人住民への地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平時から福生市社会福祉協議会との連携を図る必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

【ア サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下】

(ア) 被災による地域事業者の復興の遅れや倒産を避けるため、平時から事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援する必要がある。

(イ) 被災後に地域経済をけん引できる地域事業者を集め、育てるために、地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取組み、新たなにぎわいを創出する必要がある。

(ウ) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、

災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。

- (エ) 市内の道路網が分断され、長期間啓開作業が行われないことにより、各種災害応急対策活動の阻害要因となるおそれがある。
- (オ) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (カ) 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひすることがないよう、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。
- (キ) 大規模地震による道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等を防止するため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。
- (ク) 地震や風水害による一般橋りょうや横断歩道橋等の倒壊を防止するため、平時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- (ケ) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

【イ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止】

- (ア) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。
- (イ) 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要することから、推進に向けては課題も大きい。

【ウ 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等】

- (ア) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。

【エ 基幹的交通ネットワークの機能停止】

- (ア) 災害時における交通弱者の孤立を防止するためにも。平時から公共交通の充実及び事業継続に関する支援を推進する必要がある。
- (イ) 平成27年時点では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は91.4%であり、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する必要がある。
- (ウ) 市内の道路網が分断され、長期間啓開作業が行われないことにより、各種災害応急対策活動の阻害要因となるおそれがある。

- (エ) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (オ) 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひすることがないように、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。
- (カ) 発災後に発生する渋滞、事故の状況の迅速な把握や、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、警察等と連携を図る必要がある。

【オ 食料等の安定供給の停滞】

- (ア) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。
- (イ) 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひすることがないように、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。
- (ウ) 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する必要がある。
- (エ) 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取組むよう、啓発に努める必要がある。
- (オ) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【ア 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止】

- (ア) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。
- (イ) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
- (ウ) 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要することから、推進に向けては課題も大きい。

【イ 上水道等の長期間にわたる供給停止】

- (ア) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。
- (イ) 大規模災害により上水道施設や管路が破損し、飲料水や生活水の供給が停止するおそれがあるため、耐震化及び長寿命化を推進する必要がある。

【ウ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止】

- (ア) 大規模災害により下水道施設が破損し、汚水処理機能が停止することで、避難生活や応急対策活動に支障を来すおそれがある。

【エ 地域交通ネットワークが分断する事態】

- (ア) 平成27年時点では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は91.4%であり、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する必要がある。
- (イ) マンホールの浮上により、発災時の交通機能や各家庭及び避難所におけるトイレ機能が損なわれるおそれがあり、マンホール浮上抑制に関する対策を実施する必要がある。
- (ウ) 市内の道路網が分断され、長期間啓開作業が行われないことにより、各種災害応急対策活動の阻害要因となるおそれがある。
- (エ) 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがある。

【オ 防災インフラの長期間にわたる機能不全】

- (ア) 大規模地震発生時に十分な消防用水を確保できるよう、平時から震災時消防水利の維持・整備を実施する必要がある。
- (イ) 雨水排水の管きょや雨水貯留・浸透槽の能力限界による内水氾濫を防止する必要がある。
- (ウ) 情報発信の多重化を併せて、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要がある。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【ア 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生】

- (ア) 農地は大規模災害時には延焼防止や一時的な避難スペースの確保に資するため、その確保に努める必要がある。
- (イ) 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する必要がある。
- (ウ) 工場等の大規模施設の周辺や市街地において、火災時の延焼防止を目的としたオープンスペースの整備を行う必要がある。
- (エ) 災害時の停電を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。
- (オ) 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段を確保する必要がある。

【イ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通まひ】

- (ア) 市内に建築されている住宅のうち、新耐震基準施行前に建築された住宅は8,128戸(平成27年度)であり、そのうち、耐震性が不十分と判断される住宅が4,409戸(平成27年度)存在すると見込まれることから、これらの住宅の耐震化を促進する必要がある。
- (イ) 市内における耐震性が十分確保されていない民間の特定建築物について、各所管行政庁や関係団体と連携・協力しながら耐震化を促進する必要がある。
- (ウ) 災害時に通行を確保すべき道路沿道のブロック塀等を、撤去・改修する必要がある。
- (エ) 平成27年時点では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は91.4%であり、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する必要がある。
- (オ) 災害時の停電を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。
- (カ) 発災後に発生する渋滞、事故の状況の迅速な把握や、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、警察等と連携を図る必要がある。
- (キ) 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段を確保する必要がある。

【ウ 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生】

- (ア) 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段を確保する必要がある。

【エ 事業所等からの有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃】

- (ア) 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害を防止するため、災害被害の最小化と短時間での事業再開を目的とした事業継続計画（BCP）策定の支援を、商工会等と連携して促進する必要がある。
- (イ) 市内における耐震性が十分確保されていない民間の特定建築物について、各所管行政庁や関係団体と連携・協力しながら耐震化を促進する必要がある。
- (ウ) 消防関係法令を所管しておらず、火災の発生及び拡大という観点から、規制や指導、立入検査の必要性までは把握できていない。なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき、水害を想定した化学物質適正管理指針の見直し等について、必要に応じた事業所への支援等を想定している。
- (エ) 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段を確保する必要がある。

【オ 農地等の被害の拡大による地域の荒廃】

- (ア) 農地・農業用施設の被災による地域農業の衰退を防ぐため、防災対策を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【ア 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態】

- (ア) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。

【イ 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態】

- (ア) 被災後に地域コミュニティが崩壊する事態を防ぐためにも、平時から社会教育や地域活動等の地域に根差した活動を支援する必要がある。
- (イ) 福生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の受入れ及び活動調整を行うための窓口運営について連絡調整に努めるとともに、福生市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する必要がある。
- (ウ) 平時から、福生市社会福祉協議会を通じボランティア団体やNPO等との幅広いネットワークを構築する必要がある。
- (エ) 災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、受援計画を作成する必要がある。

【ウ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態】

- (ア) 地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する必要がある。
- (イ) 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から市民が安全で安心して生活ができるよう、地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を推進する必要がある。
- (ウ) 市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める必要がある。
- (エ) 被災後に地域コミュニティが崩壊する事態を防ぐためにも、平時から社会教育や地域活動等の地域に根差した活動を支援する必要がある。

【エ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態】

- (ア) 拡散型の都市構造のため行政・医療等の各種機能が散在しており、立地適正化に配慮しながら都市構造の集約化を図る必要がある。
- (イ) 浸水や土砂災害及び地震による建築物の倒壊・大規模火災の発生により、居住や事業の継続ができなくなる事態を避けるため、立地適正化に関するハード・ソフト両面からの対策を講じる必要がある。
- (ウ) 土地境界が明確でない地区においては、災害後の復旧・復興期に都市復興が円滑に進まないおそれがあるため、地籍調査の推進により土地境界の明確化を図る必要がある。
- (エ) 被災者支援を迅速に実施するため、住家被害認定調査や、り災証明書交付のための「被災者生活再建支援システム」を使用した調査手法など、り災証明事務手続に関する職員研修を実施する必要がある。
- (オ) 被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する必要がある。

【オ 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響】

- (ア) 被災による地域事業者の復興の遅れや倒産を避けるため、平時から事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援する必要がある。
- (イ) 被災後に地域経済をけん引できる地域事業者を集め、育てるために、地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や

事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出する必要がある。

(ウ) 市内の関係団体や近隣自治体との連携を強化し、いざという時の共助の関係性を構築するため、新たな人の流れ・にぎわいを創出することを目的に既存のイベントの充実を図る等、観光の振興に取り組む必要がある。

(エ) 災害発生時においては、応急対策に係る応援等の円滑な受入や地域産業への風評被害の防止のため、被害状況等に関する正確な情報を迅速にマスコミ等へ発信する必要がある。

第5 施策分野別の推進方針

1 施策分野

国・都計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靱化に関する施策分野を次のとおり設定する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 経済・産業 | (5) 教育・文化 |
| (2) まちづくり | (6) 健康・医療・福祉 |
| (3) 防災・防犯・交通安全 | (7) 行財政・情報通信 |
| (4) 環境 | |

施策分野と総合計画施策分野の関係性を下表に示す。

福生市国土強靱化地域計画 施策分野	福生市総合計画（第5期） 施策分野	
(1) 経済・産業	大綱1 生み出す	1 地域産業の活力を生み出す 2 人の流れ・にぎわいを生み出す
(2) まちづくり	大綱1 生み出す	3 魅力的な都市環境を生み出す
(3) 防災・防犯・交通安全	大綱2 守る	5 安全・安心な生活を守る
(4) 環境	大綱2 守る	4 快適な生活環境を守る 7 歴史・文化と自然を守る（17 自然環境の保全）
(5) 教育・文化	大綱3 育てる	7 歴史・文化と自然を守る（16 歴史遺産の保全文化・芸術の継承） 9 子どもの生きる力を育てる 10 地域ぐるみで人を育てる
	大綱5 つなぐ	19 地域づくり活動をつなぐ 20 多様性を認め合う
(6) 健康・医療・福祉	大綱3 育てる	8 安心して子どもを産み育てる環境をつくる
	大綱4 豊かにする	11 高齢者の生活を豊かにする 12 障害者(児)の生活を豊かにする 13 自立促進に向けて安定した生活を支える 14 健やかで豊かな暮らしを支える
(7) 行財政・情報通信	大綱5 つなぐ	15 人と地域をつなぐ 16 市民に信頼される行政運営を進める 17 持続可能な財政を未来につなぐ 18 持続可能な行政組織を未来につなぐ

2 リスクシナリオと施策分野の関連

リスクシナリオと対応する強靱化施策分野についての関連を下表に示す。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	強靱化施策分野						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
(1) 直接死を最大限防ぐ	ア 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○	○		○	○	○
	イ 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○	○		○	○	○
	ウ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		○	○		○	○	○
	エ 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		○	○		○	○	○
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	ア 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		○	○	○	○		
	イ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			○		○		○
	ウ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生		○	○				○
	エ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能のみ		○				○	
	オ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生							○
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	ア 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			○				
	イ 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							○
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	ア 電力供給停止等による情報通信のみ・機能停止			○	○			○
	イ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			○				○
	ウ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			○				○
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	ア サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○	○					
	イ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○		○				
	ウ 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○						
	エ 基幹的交通ネットワークの機能停止	○	○	○				
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	ア 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○			○			
	イ 水道等の長期間にわたる供給停止	○	○					
	ウ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		○					
	エ 地域交通ネットワークが分断する事態	○	○					
	オ 防災インフラの長期間にわたる機能不全		○					○
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	ア 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生	○	○					○
	イ 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通まひ		○	○				○
	ウ 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		○					○
	エ 事業所等からの有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	○	○		○			○
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	ア 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○			
	イ 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			○		○		○
	ウ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態		○	○		○		
	エ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○					○
	オ 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	○						○

3 対応施策

ぜい弱性評価の結果に基づき、国土強靱化を推進するため、施策分野別の対応施策を次のとおり示す。

(1) 経済・産業

ア 地域事業者の経営支援

(ア) 事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援する。

イ 創業・雇用の促進

(ア) 地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出する。

ウ 企業のBCP策定支援

(ア) 事業所等において、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し事業を継続するために、商工会等と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援を促進する。

エ 農地・農業用施設等の管理

(ア) 農地・農業用施設の防災対策を進めるとともに、災害時等における一時緊急的な避難、集合の場所など、防災空間としても機能することから、その確保に努める。

オ 公共交通の充実

(ア) 高齢者や障害者等の交通弱者へ十分に配慮した移動支援に努めるとともに、近隣の自治体やJRなどの公共交通機関、「西多摩地域広域行政圏協議会」や「八高線活性化促進協議会」等と連携して公共交通の充実を推進する。

カ 観光の振興

(ア) 市内の関係団体や近隣自治体との連携を強化し、いざという時の共助の関係性を構築するため、新たな人の流れ・にぎわいを創出することを目的に既存のイベントの充実を図る等、観光の振興に取り組む。

経済・産業分野のKPI（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
企業等の備蓄や一時滞在施設の確保による帰宅困難者の収容数	—	10,000人 (令和10年度)	防災危機管理課

項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
事業所における食料備蓄確保の取組推進	—	3 日分 (令和 10 年度)	シティセールス推進課
市内バリアフリー化駅舎数	3 駅	4 駅	まちづくり計画課
福生七夕まつり、ふっさ桜まつり、福生ほたる祭の来場者総数	445, 400 人	480, 000 人	シティセールス推進課

(2) まちづくり

ア 計画的な都市整備の推進

- (ア) 地区計画等の都市計画手法の活用により、良好な市街地の形成を推進する。
- (イ) 福生駅西口地区は、土地利用、都市基盤、防災、歩行者環境等の課題解決のため、再開発により計画的な都市整備を進めるとともに、開発予定地周辺の住宅環境や自然環境に配慮した整備を推進する。
- (ウ) 拡散型の都市構造から集約型の都市構造への転換を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を推進する。
- (エ) 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する。

イ 適正な土地利用の推進

- (ア) 一定の居住が見込まれる災害危険箇所の存在が懸念されており、居住維持のためのハード・ソフト両面からの対策が求められる。

ウ 住宅・建築物の耐震化

- (ア) 新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。
- (イ) 市内の民間特定建築物について、各所管行政庁や関係団体と連携・協力しながら耐震化を促進する。
- (ウ) 災害時に通行を確保すべき道路沿道のブロック塀等の撤去・改修を促進する。
- (エ) 緊急輸送路等、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する。

エ 空家等対策の推進

- (ア) 空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する。
- (イ) 空家等の除却工事に要する費用の一部を助成するなど、空家等対策を促進する。

オ 地籍調査の推進

(ア) 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

カ 緑地・オープンスペースの確保

(ア) 災害時の安心・安全な避難環境を確保するため、公園緑地の適切な維持管理を市民とともに継続的に進める。

(イ) 公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確保を図るとともに、防災機能の整備を進める。

(ウ) 工場の周辺や市街地における生産緑地・公園緑地等の保全に努め、火災時の延焼遮断効果を担保する。

(エ) 樹林地が持つ雨水流出抑制機能や、生産緑地の雨水貯留・地下浸透機能、避難所としての防災機能を考慮し、樹林地の新たな保全策の検討や生産緑地や農地の保全を行う。

キ 河川の整備

(ア) 多摩川の氾濫防止と治水機能維持のため、国及び関係機関と連携しながら、河川管理施設の点検・整備を行うとともに、堤防の法面等の巡視・点検を実施する。

(イ) 災害時における緊急用水の供給源や消防用水として、河川や用水路の水を活用できるよう努める。

ク 浸水対策の推進

(ア) 降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進するとともに、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。

(イ) 用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。

(ウ) 福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。

ケ 上水道施設の防災対策の推進

(ア) 都と連携し、上水道施設や管路の耐震化や長寿命化を推進する。

(イ) 断水時に飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園内）及び福生武蔵野台浄水所からの搬送体制や、高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

コ 下水道施設の防災対策の推進

(ア) 下水道施設の定期点検等により、適正な維持管理を推進するとともに、計画的

に施設の更新を実施する。

- (イ) 管きょについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。
- (ウ) 避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化を促進する。
- (エ) 発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線などにおいて、マンホール浮上抑制を実施する。

サ 道路啓開体制の整備

- (ア) 災害発災後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

シ 主要幹線道路等ネットワークの整備

- (ア) 広域道路網が分断されないよう、国や都、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う。
- (イ) 地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭い道路の拡幅整備や歩道の設置など避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める。

ス 緊急輸送道路等の整備

- (ア) 緊急輸送道路は、災害時において必要な輸送機能を確保できるよう、国道・都道についてはそれぞれ国・都と連携・協力し、市道部分については橋りょうや法面対策等の耐震対策を優先的に実施する。
- (イ) 緊急輸送道路は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

セ 道路の防災対策

- (ア) 道路の補修などの整備を進めるとともに、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の危険性を調査し、必要な対策を講じる。

ソ 道路橋りょうの耐震化

- (ア) 一般橋りょう、横断歩道橋等について、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行うとともに、危険箇所には必要な対策を講じる。

タ 無電柱化対策

- (ア) 安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上等の観点から、福生駅周

辺の富士見通り、本町通りなどにおいて、無電柱化を進める。

まちづくり分野のKPI（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
地区計画の策定数	3件	6件	まちづくり計画課
市道の無電柱化路線数	1路線	2路線	道路下水道課
木造住宅耐震診断助成金申請件数	4件	10件	まちづくり計画課
木造住宅耐震改修助成金申請件数	0件 (平成27年度から 平成30年度まで)	5件	まちづくり計画課
優良住宅取得推進助成棟数	53件	89件	まちづくり計画課
都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業用地取得割合	36.65%	100%	まちづくり計画課
公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づく改築延長	0m	2,650m	道路下水道課
空き家住宅除却助成棟数	15件	60件	まちづくり計画課
耐震診断・耐震改修事業等による住宅の耐震化率	85.0% (平成27年度)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (令和7年度)	まちづくり計画課
特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化率	91.4% (平成27年度)	100% (令和7年度)	まちづくり計画課
下水道事業普及率	水洗化 99.8% 汚水整備 98.5% 雨水管きよ整備 55.4%	水洗化 100.0% 汚水整備 100.0% 雨水管きよ整備 100.0%	道路下水道課
雨水貯留・浸透の促進	0基 (令和元年度)	72基 (令和5年度)	道路下水道課
子育て支援住宅整備助成棟数	0件	1件	まちづくり計画課

(3) 防災・防犯・交通安全

ア 市民への防災意識啓発（防災マップ等の更新・配布や各種訓練・啓発活動の実施）

(ア) 出前講座や自主防災リーダー講習会をはじめとした講習・研修及び防災に関する展示イベントの実施やホームページ及びパンフレットの配布を通じた普及啓発活動により、市民の防災意識の高揚と知識の普及を図る。

イ 地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援）

(ア) 自主防災組織が主体となる防災訓練の企画・運営を支援し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。

(イ) 防災リーダーの育成や多世代の人材が活躍できる環境の醸成など、地域におけ

る持続可能な自主防災体制の整備に努める。

- (ウ) 自主防災組織の初期消火活動及び救助・応急救護活動の体制強化のため、訓練や研修における技術的指導や、資機材整備に係る助成事業等の支援の推進に努める。

ウ 防災機能の整備（消防車両や資機材等の更新・整備）

- (ア) 食料や飲料水をはじめとした備蓄品及び備蓄品の保管スペースを確保するとともに、車両や水防・救助資機材の整備を行い、それらの適切な管理体制の構築を図る。
- (イ) 震災時の同時多発火災に対処するため、消火栓や耐震性防火貯水槽等を拡充するとともに、プールや雨水貯留槽の水利への活用を推進するほか、河川・用水（分水）等への集水ピットの整備検討など、地区の実情に合わせて消防水利の確保を図る。
- (ウ) 関係機関、団体等が保持している防災用資機材について、災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

エ 非常用物資の備蓄促進

- (ア) 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する。
- (イ) 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取組むよう、啓発に努める。

オ 交通安全対策の推進

- (ア) 発災後に発生する渋滞、事故の状況の迅速な把握や、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、警察等と連携を図る。

カ 地域防犯力の向上

- (ア) 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から市民が安全で安心して生活ができるよう、地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を推進する。

キ 帰宅困難者対策の推進

- (ア) 平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインに基づき、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。

ク 消防人材の強化（消防職員・消防団員の確保・育成）

- (ア) 消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所

の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。

ケ 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(ア) 警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

コ 災害時応援協定締結団体等との連携強化

(ア) 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める。

(イ) 「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第 374 空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成 25 年 12 月)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。

サ 災害時のエネルギー供給のための体制整備

(ア) 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

防犯・防災・交通安全分野の K P I (重要業績指標)

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
自主防災訓練の年間延べ参加者数	2,612人	5,200人	防災危機管理課
市内交通事故発生件数	223件	200件	道路下水道課
災害用トイレの確保 (トイレ1基当たりの割当人数)	75.82人	75人以下	防災危機管理課
食料・水を備蓄している市民の割合	67.2%	90.0%	防災危機管理課
消防団員の充足率	97.3%	100%	防災危機管理課
備蓄用食糧等の備蓄数	134,904食	135,792食	防災危機管理課

(4) 環境

ア 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援(再生可能エネルギーなど)

(ア) 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要がある、「福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針」等に基づき、公共施設を中心にエネルギー関

連施策を推進していく。

イ 有害物質等対策の推進（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく指導・助言等）

- (ア) 消防署等が実施する消防関係法令に基づく規制や指導、立入調査が円滑に行えるよう、情報提供等を行う。
- (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき、水害を想定した化学物質適正管理指針の見直しや化学物質の使用量等の報告、管理方法書の作成に対する指導、助言を通じて、各事業所の災害への備えについて推進を図る。

ウ 災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物処理に必要な施設の整備及び資機材の確保、処理体制の構築）

- (ア) 大規模災害発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想されるため、東京都等と連携し、処理施設の防災対策を実施するとともに、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

環境分野のK P I（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
ごみ排出量	16,504 t	15,625 t	環境課
大気・水・騒音の環境基準の達成率	大気 100.0% 水 99.3% 騒音 89.1%	大気 100.0% 水 100.0% 騒音 100.0%	環境課

(5) 教育・文化

ア 防災教育・学習の充実

- (ア) 防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」、立川防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図るほか、地域と合同防災訓練を実施するなど社会教育分野とも連携を取りながら、防災教育の実施とその充実を図る。

イ 教育施設における防災機能向上

- (ア) 市内小中学校は、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な老朽化対策を実施する。

ウ 児童福祉施設における防災機能の整備

- (ア) 対象施設における避難確保計画の策定、避難訓練を実施するとともに、消防計画及び非常災害対策計画の策定・見直しを定期的実施する。
- (イ) 市内児童福祉施設の安全確保及び事故の未然防止を図るため、施設の点検・診断等を適切に実施し、災害発生時においてもその機能を十分発揮できるよう、引き続き耐震対策及び老朽化対策を実施する。

エ 文化財の保護

- (ア) 市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

オ 男女共同参画による防災体制の確立

- (ア) 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策を推進する。
- (イ) 平時の訓練参加や防災活動を通して避難所運営連絡会等への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮する。

カ 市民協働・コミュニティ活動の推進

- (ア) 地域活性化を図るため、町会・自治会の運営、事業活動等や会館等の拠点整備のほか、地域住民が地域活動等へ積極的に参加できるよう支援する。
- (イ) 公民館や社会教育施設においても市民の学習環境の充実を図るとともに、市民が得た知識や学んだ成果を地域で生かせるよう、連携体制の構築を進めるなど、まちづくりの主体である市民の活躍を支援する。

教育・文化分野のK P I（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
市民会館・公民館の稼働率	45%	46%	公民館
町会・自治会加入率	36.51%	現状値以上	協働推進課

(6) 健康・医療・福祉

ア 災害医療体制の充実

- (ア) 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、都や近隣自治体、医療関係機関と平時から情報を共有し、連携強化を図るとともに、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。
- (イ) 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入れなどの医療情報を収集・共有するため、市内病院や診療所の広域災害救急医療情報システム(EMIS)への登録を促進する。
- (ウ) 医療機関において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

イ 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)

- (ア) 個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで整える。
- (イ) 避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの「避難支援プラン(個別計画)」を策定する。
- (ウ) 社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりについて支援する。

ウ 福祉避難所の機能強化

- (ア) 要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の整備や連絡体制の構築など必要な調整を事前に実施する。

エ 社会福祉施設等の改修整備及び連携体制の構築

- (ア) 施設の安全性を確保するため、老朽化に伴う改修整備について支援する。
- (イ) 防災設備の整備を促進するとともに、円滑に消火や避難等が行えるように、施設ごとに定期的に防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。
- (ウ) 災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。

オ 感染症の発生とまん延の防止(正しい知識の普及啓発、情報発信、予防接種の実施)

- (ア) 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、都や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。

- (イ) 感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信する。
- (ウ) 避難所及び備蓄倉庫において、消毒液やマスクをはじめとする感染症対策物品の備蓄を推進する。

健康・医療・福祉分野のKPI（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
介護サポーター事業の登録者数	53人	70人	介護福祉課
家族介護者教室の参加者数	110人	134人	介護福祉課

(7) 行財政・情報通信

ア 公共施設の災害対応力の向上

- (ア) 市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図るとともに、代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める。
- (イ) 公共施設での定期的な防災訓練や防災マニュアルの整備を進める。

イ 市の業務継続に必要な体制の整備

- (ア) 災害発生時に市の各部課の機能を最短の期間で復旧させ、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画を基に、行政機能の迅速な復旧体制を構築する。

ウ 行政情報基盤の防災機能の強化

- (ア) 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充に努める。
- (イ) 通信設備の機能を常時維持するため、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の整備を図る。

エ 災害関連情報の収集・伝達体制の整備

- (ア) 平時から防災に係る気象・地震情報収集体制の充実及び情報伝達体制の整備を図るとともに、民間気象サービスシステムによる気象情報収集システムの強化を進める。
- (イ) 防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、SNS、ふっさ情報メール、CATV等、多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。

- (ウ) 発災時のアクセス集中当によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などの通信手段覚悟のため、Wi-Fiの整備を進める。
- (エ) 災害発生時においては、応急対策に係る応援等の円滑な受入れや地域産業への風評被害の防止のため、被害状況等に関する正確な情報を迅速にマスコミ等へ発信する。

オ 外国人への防災情報の提供

- (ア) 外国人住民向けの防災リーフレット等の配布や、ボランティア等と連携し、東京都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する。
- (イ) 外国人住民への地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。

カ 被災者の生活再建支援

- (ア) 住家被害認定調査や、り災証明書交付のための「被災者生活再建支援システム」を使用した調査手法など、り災証明事務手続に関する職員研修を実施する。
- (イ) 被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する。

キ 人的支援の受入れ体制の整備

- (ア) 福生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の受入れ及び活動調整を行うための窓口運営について連絡調整に努めるとともに、福生市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- (イ) 平時から、福生市社会福祉協議会を通じボランティア団体やNPO等との幅広いネットワークを構築する。
- (ウ) 災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、受援計画を作成する。

ク 関係行政機関との連携体制の整備

- (ア) 国や都、関係機関、近隣自治体等との情報共有を図るなど、連携体制の整備・強化を図る。

行財政・情報通信分野のKPI（重要業績指標）

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
公共施設のバリアフリー化率	50%	現状値以上	社会福祉課
ふっさ情報メール登録者数	5,027人	5,600人	防災危機管理課

4 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

そこで、本計画における基本目標のうち「人命の保護が最大限図られること」を最優先として、7つの強靱化施策分野及びそれぞれに掲げる施策から、影響の大きさや緊急性を踏まえて総合的に判断し、次の重点化すべき施策群（重点化施策）を設定した。

重点化すべき施策群（重点化施策）		
	施策分野名	施策名
(2)	まちづくり	ア 計画的な都市整備の推進 ウ 住宅・建築物の耐震化 エ 空家等対策の推進 ク 浸水対策の推進 シ 主要幹線道路等ネットワークの整備 セ 道路の防災対策 ソ 道路・橋りょうの耐震化 タ 無電柱化対策
(3)	防災・防犯・交通安全	イ 地域防災力の強化 ウ 防災機能の整備 エ 非常用物資の備蓄促進 ク 消防人材の強化 ケ 土砂災害危険個所の警戒避難体制の整備
(5)	教育・文化	イ 教育施設における防災機能向上 ウ 児童福祉施設における防災機能の整備
(6)	健康・医療・福祉	ア 災害医療体制の充実 イ 要配慮者避難対策の推進 エ 社会福祉施設等の改修整備及び連携体制の構築
(7)	行財政・情報通信	ア 公共施設の災害対応力の向上 エ 災害関連情報の収集・伝達体制の整備 オ 外国人への防災情報の提供 カ 被災者の生活再建支援

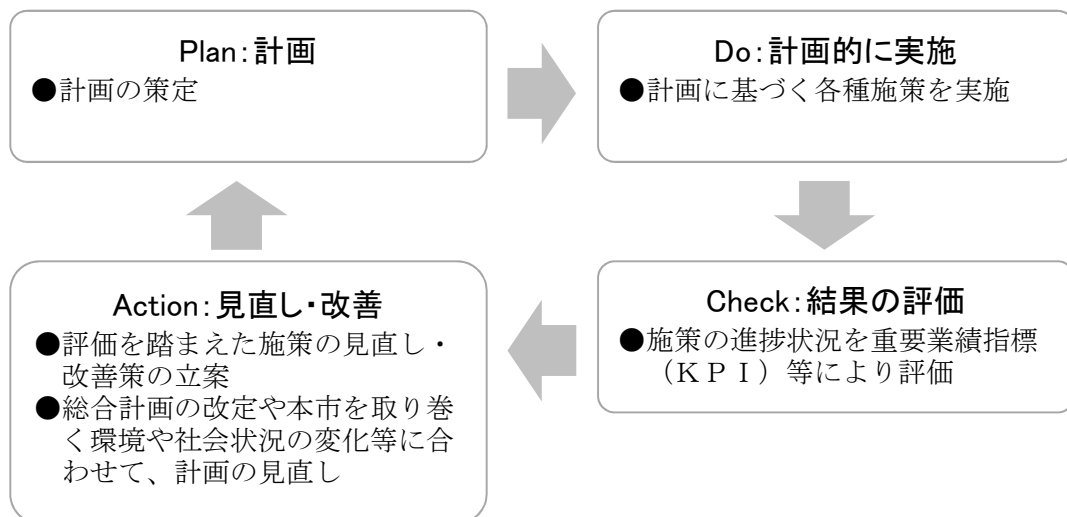
第6 計画の推進と進行管理

1 推進体制

本計画は、本市の庁内各部署間の連携はもとより、国、都、各種関係機関、民間事業者等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとする。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、重要業績指標（K P I）等を用いて毎年度進捗状況を把握し、また、本計画は「福生市総合計画(第5期)」と整合を図っていることから、総合計画の改定や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせて、P D C Aサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図るものとする。



第7 資料編

1 施策分野別事業一覧

本計画に基づき実施する施策分野別の主な事業（予定を含む。）を、次のとおり示す。

施策分野	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
経済・産業	地域事業者の経営支援	福生市商工会補助金交付事業	福生市商工会	1	団体	毎年度	2億8,000万円 (単年事業費)	福生市
		中小企業振興資金対策事業	市内事業者	年間約 600	事業者	毎年度	2億5,000万円 (単年事業費)	福生市
		青梅線沿線地域産業クラスター協議会事業	青梅線、八高線、武蔵五日市線沿線地域事業者	—	—	毎年度	200万円 (うち福生市5万円)	青梅線沿線地域産業クラスター協議会
	創業・雇用の促進	空き店舗活用補助金交付事業	市内創業者等	3～6	事業者	毎年度	380万円 (単年事業費)	福生市
		福生昭島 地域の未来をつなぐ協議会事業	事業者、創業者等	—	—	令和3年度～令和5年度	1億5,000万円	福生昭島 地域の未来をつなぐ協議会
		ハローワーク出張相談・合同就職面接会事業	就職希望者	—	—	毎年度	—	ハローワーク、福生市
	農地・農業用施設等の管理	都市農地保全支援プロジェクト補助金交付事業	市内農業者	申請件数による。		毎年度	(申請時に予算計上)	福生市
	観光の振興	福生七夕まつり	市内全域	380,000	人	毎年度	3,000万円 (単年事業費)	福生七夕まつり実行委員会
		ふっさ桜まつり	田園地区	45,000	人	毎年度	340万円 (単年事業費)	ふっさ桜まつり実行委員会
		福生ほたる祭	熊川地区	20,000	人	毎年度	140万円 (単年事業費)	熊川牛浜町会ほたる祭実行委員会
まちづくり	計画的な都市整備の推進	立地適正化計画改定事業	市内全域	1	件	令和5年度	未定	福生市
		福生駅西口地区第一種市街地再開発事業	福生駅西口地区	約2.2	ha	令和3年度～令和9年度	266億6,100万円	福生駅西口地区市街地再開発準備組合 (R4年度中に組合設立予定)
		市営住宅屋上防水・外壁改修工事	対象となる市営住宅	6	棟	令和2年度～令和11年度	2億4,000万円	福生市
		市営住宅エレベーター改修工事	対象となる市営住宅	5	基	令和2年度～令和11年度	5,000万円	福生市

施策分野	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
		市営住宅給水設備改修工事	対象となる市営住宅	2	基	令和2年度～令和11年度	未定	福生市
	主要幹線道路等ネットワークの整備	公営住宅等長寿命化計画策定委託	市内全域	—	—	令和7年度	300万円	福生市
	計画的な都市整備の推進	住宅マスタープラン策定委託	市内全域	—	—	令和6年度	1,000万円	福生市
		市営住宅LED灯設置工事	対象となる市営住宅	2	基	未定	500万円	福生市
	空家等対策の推進 住宅・建築物の耐震化	マンション管理計画策定委託	市内全域	—	—	未定	500万円	福生市
		長期優良住宅取得推進事業	市内全域	90	件	毎年度	600万円 (単年事業費)	福生市
		狭あい道路等整備事業	市内全域	—	—	毎年度	(対象箇所により変動)	福生市
		木造住宅耐震診断助成金事業	市内全域	2	件	毎年度	20万円 (単年事業費)	福生市
		木造住宅耐震改修助成金事業	市内全域	1	件	毎年度	50万円 (単年事業費)	福生市
		耐震改修促進計画改定事業	市内全域	1	件	令和3年度	498万円	福生市
	計画的な都市整備の推進 空家等対策の推進 地籍調査の推進	緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成事業	市内対象箇所	1	件	毎年度	74万5,000円 (単年事業費)	福生市
		緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業	市内対象箇所	—	—	毎年度	(申請時に予算計上)	福生市
		空き家住宅除却助成事業	市内全域	13	棟	毎年度	460万円 (単年事業費)	福生市
		住宅解体除却工事	対象となる市営住宅	2	棟	毎年度	409万1,000円 (単年事業費)	福生市
		特定空家等に係る財産管理制度申請事務(未実施・今後実施予定)	市内全域	5	棟	令和3年度～令和11年度	500万円 (単年事業費)	福生市
		空家等実態調査委託	市内全域	—	—	令和6年度	500万円	福生市

施策分野	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体	
		空家等対策計画策定委託	市内全域	—	—	令和7年度	600万円	福生市	
		特定空家等に係る行政代執行事務	市内全域	1	棟	令和3年度～令和11年度	1,000万円 (単年事業費)	福生市	
		地籍調査事業	大字福生	4.12	k㎡	平成21年度～	未定	福生市	
	浸水対策の推進	雨水貯留槽設置補助金、雨水浸透施設設置補助金	福生市公共下水道事業計画区域	72	基	令和3年度～令和5年度	200万円	福生市	
	下水道施設の防災対策の推進	ストックマネジメント委託	福生市公共下水道事業計画区域	0.51	km	令和元年度、 令和3年度～令和5年度	4億6,600万円	福生市	
		踏切道改良計画事業	福生第二号踏切	1	件	令和5年度～令和7年度	2億1,100万円	福生市	
	主要幹線道路等ネットワークの整備 道路の防災対策	道路ストック点検事業	市内全域	—	—	令和3年度～令和12年度	未定	福生市	
		道路・橋りょうの耐震化 無電柱化対策	橋りょう長寿命化事業	市内全域	—	—	令和3年度～令和12年度	未定	福生市
			市道幹線Ⅱ-11号線（本町通り）無電柱化整備事業	大字福生～本町	764.1	m	平成29年度～令和9年度	4億9,000万円	福生市
			浸水対策の推進	都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業（工事等）	大字福生	350	m	平成26年度～	未定
		下水道施設の防災対策の推進	都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業（用地買収等）	大字福生	2573.97	㎡	平成28年度～	未定	福生市
	防災・防犯・交通安全	市民への防災意識啓発	小学生向け防災啓発パンフレットの配布	市内小学校5年生	—	—	毎年度	50万円 (単年事業費)	福生市
福生市防災マップ・洪水内水ハザードマップの配布			市内全域	全	世帯	毎年度	—	福生市	
ふっさ防災展の開催			市内全域	全	世帯	毎年度	—	福生市、福生消防署	
地域防災力の強化		自主防災リーダー講習会	市内自主防災組織	32	地区	毎年度	—	福生市	
		自主防災組織運営費補助金	市内自主防災組織	32	地区	毎年度	590万円 (単年事業費)	福生市	

施策分野	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
	非常用物資の備蓄促進	災害用備蓄食糧等の更新	市内全域	—	—	毎年度	(更新数量により変動)	福生市
	地域防犯力の向上	福生警察署管内防犯協会補助金	市内全域	—	—	毎年度	114万円 (単年事業費)	福生市
	消防人材の強化	消防団活動交付金	消防団	—	—	毎年度	530万円 (単年事業費)	福生市
	土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備	福生市防災マップ・洪水内水ハザードマップの配布	市内全域	全	世帯	毎年度	—	福生市
		防災行政無線戸別受信機の貸与	土砂災害特別警戒区域内の世帯	約 30	世帯	毎年度	—	福生市
教育・文化	児童福祉施設における防災機能の整備	認可保育所・認定こども園等施設整備事業	市内対象施設	—	—	令和3年度～ (うち事業実施年度が対象)	(対象施設により変動)	運営者
	文化財の保護	国登録有形文化財建造物修理等事業	市内全域	—	—	令和4年度～令和6年度	未定	文化財所有者
		埋蔵文化財緊急調査事業	市内全域	—	—	令和3年度～令和6年度	未定	福生市
健康・医療・福祉	災害医療体制の充実	医療救護所災害備蓄用医薬品管理委託	市内全域	—	—	毎年度	(医薬品等の更新数量により変動)	福生市
	要配慮者避難対策の推進	避難行動支援希望者登録事業	市内全域 (対象者に限る)	約 8,000	人	毎年度	—	福生市
行財政・情報通信	災害関連情報の収集・伝達体制の整備	防災行政無線(移動系)施設改良事業	市内全域	—	—	平成30年度～令和4年度	2億6,400万円	福生市
	公共施設の耐震化・不燃化の推進	中央図書館改良事業	中央図書館	1	件	令和3年度～令和5年度	11億6,000万円	福生市

福生市国土強靱化地域計画

令和3年9月

発行 福生市 総務部 防災危機管理課

